

DM 三井製糖ホールディングス株式会社 株式取扱規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続き等については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第11条に基づきこの規則の定めるところによる。

2 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第 4 条 株主は、その氏名または名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。なお、届出事項に変更があった場合も同様とする。

(法人の代表者)

第 5 条 法人である株主は、その代表者 1 名の役職名及び氏名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。なお、届出事項に変更があった場合

も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその氏名または名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。なお、届出事項に変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名または名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。なお、届出事項に変更があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の届出)

第8条 外国に居住する株主及び登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受ける場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所または通知を受ける場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。なお、届出事項に変更があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第 3 章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主の権利行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- 3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称及び住所の記載を要するものとする。
- 4 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第 4 章 株主の権利行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

（少数株主権等）

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。

（株主提案議案の株主総会参考書類記載）

第13条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は、次のとおりとする。

提案の理由 議案ごとに400字

提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

候補者ごとに400字

（単元未満株式の買取請求の方法）

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

（買取価格の決定）

第15条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とし、買取代金も同額とする。

（買取代金の支払い）

第16条 当会社は、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 当会社は、買取請求者の指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いにより、買取代金を支払うことができる。

（買取株式の移転）

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払いまたは支払手続きを完了した日に当会社の振替口座に振り替えられるものとする。

（単元未満株式の買増請求の方法）

第18条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

（買増請求の制限）

第19条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

（買増価格の決定）

第20条 買増単価は、買増請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とし、買増代金も同額とする。

（買増株式の移転）

第21条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

（買増請求の受付停止）

第22条 当会社は、毎年次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

（1）3月31日

（2）9月30日

（3）その他機構が定める株主確定日等

2 前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第5章 手数料

（手数料）

第23条 第14条の単元未満株式の買取請求及び第18条の単元未満株式の買増請求に係る手数料は、無料とする。

（2022年9月1日変更）